

保岡興治法務大臣など閣僚の 靖国神社公式参拝に対する抗議声明

日本バプテスト連盟に連なる私たちは、イエス・キリストにおいて啓示された神こそ、生と死の全領域の主であり、歴史を支配される神であると信じる群れである。また、「信仰による良心の自由および政教分離の原則を主張する」（「日本バプテスト連盟信仰宣言」1979年）群れとして私たちは、かつて教会が天皇制軍国主義に加担して犯した罪を悔い改めつつ、政府が、特定の宗教、特に、軍国主義の鼓舞のために用いられた歴史を持つ靖国神社と関わることで重大な違憲行為であることを主張してきた。そして、多くの裁判所の判例が私たちの主張の正しさを支持している。

にもかかわらず、今年8月15日、保岡興治法務大臣を始め、森田一運輸大臣、相沢英之金融再生委員長の三人の閣僚は、宗教法人靖国神社を公式に参拝した。

法務大臣などの国務大臣は「憲法を尊重し擁護する義務」を負い（日本国憲法第99条）、特に、国民の基本的な人権としての思想・信教の自由（同19条）を尊重し、政教分離の原則を遵守すること（同20条）は当然の責務である。従って、国務大臣が一宗教法人である靖国神社を公式参拝することは、憲法の精神を蹂躪するあつてはならない行為である。特に、憲法に厳格でなければならない立場にある法務大臣が、他の閣僚に対して靖国神社公式参拝を強く求めたり、「宗教事項は多数決になじまない」などと発言し、自ら公式参拝をするという行為は、法を守るべき責任を自ら放棄するものであり、国民に対する背信行為である。私たちはこのような法務大臣などの靖国神社公式参拝行為に対して強く抗議する。

また私たちは、「国家が靖国神社において戦没者の死を、統一的、体制的、絶対的に意義づけようとすることに、私たちは反対する」立場（「靖国神社問題に対する日本バプテスト連盟の信仰的立場」1982年）を明確にし、靖国神社国家護持を目論む動きに対して、その都度抗議の意思を表明してきた。

しかし今回の法務大臣などの靖国神社公式参拝は、そのような抗議を全く無視したものである。政府が「英霊」を賛美することは、再び国民に対して戦争で死ぬことを求めようとすることにほかならない。それは、「周辺事態法」「国旗・国歌法」などと連動した「戦争ができる普通の国家」を目指す一連の動きを見れば明らかであり、私たちはこのような目論みを看過することができない。

私たちは戦争が平和を実現することが出来ないばかりか、神によって造られた人間の尊厳を奪うものであることを歴史の教訓として学んでいる。

それゆえ今わが国がなさなければならないことは、かつての戦争で侵略したアジア太平洋地域の人々に対する真の謝罪と補償であり、戦争による紛争の解決ではなく、信頼に基づいた平和の実現である。

ここに私たちは、保岡法務大臣などの閣僚が、靖国神社を公式参拝したことに対し、強く抗議の意思を表明すると共に、今後、このような違憲行為を再び繰り返さないように強く要求する。

2000年11月17日

日本バプテスト連盟

第48回定期総会